

● 「みえ森と緑の県民税」 普及啓発業務にかかる質問への回答

質問内容	回答
<p>業務仕様書4（3）普及啓発ツール・グッズの制作につきまして、「既存の普及啓発ツール・グッズ以外の新たなもの」とありますが、4（5）活用可能な既存の普及啓発ツール・グッズに記載されているものが、既存の普及啓発ツール・グッズという認識でよろしいでしょうか。 それとも別に普及啓発ツール・グッズがあれば教えていただけますと幸いです。</p>	<p>業務仕様書4（5）に記載されているものが、既存の普及啓発ツール・グッズとなります。</p>